

平成25年度下期

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

(通称、F補助金) 応募要領

1. 平成25年度下期における応募者と書類提出期限

新規の応募は、平成24年10月1日から平成25年8月31日までに対象地域で企業立地した事業者が対象となります。

継続の応募は、平成25年4月1日～平成25年9月30日の支払電気料金が対象となります。

特例増設(すでにF補助金を受給したことがある事業所に関わる交付期間の延長措置)の応募は、平成24年10月1日以降に対象地域で特例増設した事業者が対象となります。

新規の応募事業者及び特例増設(1回目または2回目)の初回応募事業者は、平成25年10月28日(月)までに市町村に推薦を依頼してください。

応募書類(審査依頼書等)の提出期限は、

継続の応募事業者は、平成25年10月29日(火)まで

新規および特例増設の初回応募事業者は、平成25年11月5日(火)まで とします。

2. 平成20年度の制度改定に伴う規定の適用

平成20年度に「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領」の大幅な改定があり、平成20年4月1日以降の企業立地については新制度(改定後)の規定が適用され、平成20年3月31日以前に企業立地し継続して応募する場合は、旧制度(改定前)の規定が適用されます。(以下、「新制度」「旧制度」といいます。)以降、特段の記載がない場合、新制度の規定を記載します。

3. 目次

I.	F補助金制度の概要	P. 2
II.	主な用語の説明	P. 2
III.	電力給付金の交付要件	P. 3
IV.	特例給付金の交付要件	P. 5
V.	特例増設の要件	P. 5
VI.	交付額の算定	P. 7
VII.	交付の特例	P. 9
VIII.	申込み手続きとスケジュール	P. 9
IX.	F補助金制度に関するQ&A	P. 11

平成25年10月

一般財団法人 電源地域振興センター

(お問い合わせ先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番3号 堀留中央ビル7階

一般財団法人 電源地域振興センター 総務企画部 立地審査課

電話番号 03-6372-7307 FAX番号 03-6372-7301 <http://www2.dengen.or.jp/>

I. F補助金制度の概要

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)は、原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とします。対象地域の道府県が定める交付要綱等に基づき実施される事業であり、その予算の範囲内において執行されます。半期(上期:4～9月、下期:10～3月)ごとに、事業者からの応募に基づき審査のうえ、交付要件を満たした者について、交付申請等の手続きを経たうえで、F補助金(以下、「給付金」といいます。)の交付が行われます。

1. 対象地域

原子力発電施設等の所在市町村、隣接市町村等が対象となります(別紙 A を参照)。

隣接市町村(旧外部)および南相馬市(旧原町市)、南相馬市(旧鹿島町)については、平成25年3月31日以前に企業立地および特例増設を行った者が対象となり、平成25年4月1日以降の企業立地および特例増設は対象となりません。

2. 対象者

事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で企業立地・特例増設を行った者。

(個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地・特例増設を行った者。)

3. 対象となる給付金

電気料金の支払実績等に基づいて算定される電力給付金、および雇用創出効果に応じて加算される特例給付金。

4. 対象時期

企業立地した半期の翌半期から概ね8年間(Q&A14、15参照)。

新規申請は企業立地した半期の翌半期または翌々半期に行うことができます。以降、交付要件を満たした場合、最大で計 16期の申請が可能です。(翌々半期に行った場合は、15期)

特例増設に該当する場合、さらに交付期間が延長されます。

II. 主な用語の説明

(1)企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新設または増設し、以下の要件を満たし、対象市町村の長が推薦したものをいいます。

ア 事業所の増設に伴い、契約電力および電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること

イ 対象市町村内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれがないこと、および公の秩序の維持や善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

(2)新設

対象市町村の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、または既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企業立地することをいいます。

(3)増設

対象市町村の区域内にある事業所を、同一場所で拡充あるいは設備等の増強を行い、企業立地することをいいます。

(4)企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

ア 電気の需給契約を新たに締結する場合

電気の供給を受けた最初の日

電気の供給を受けた後操業(事業)開始前の試運転が行われた場合は、試運転期間と認められる末日の翌日(Q&A2参照)

イ 電気の需給契約を新たに締結しない場合

(ア)契約電力変更の申込みを行った場合

契約変更に伴い契約電力が増加した日

(イ)デマンド契約(最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約)の場合

契約電力が増加した月の直前の計量日

(5)特例増設

企業立地日の属する半期の翌期以降において行う事業所の増設のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

ア 事業所の増設に伴い、契約電力および電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること

イ 事業所の増設に伴う投資額が次に掲げる金額以上であること。

・所在市町村において行われる場合 250万円

・隣接市町村において行われる場合 500万円

ウ 次に掲げるいずれかの業種を主たる事業として営むものであること

(ア)製造業に属する事業

(イ)道府県または対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例または規則等が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業。

(ウ)道府県または対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的として条例または規則等により、当該道府県または対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの。

(6)特例増設日

特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

ア 契約電力変更の申込みを行った場合

契約の変更に伴い契約電力が増加した日

イ デマンド契約(最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約)を結んでいる場合

契約電力が増加した月の直前の計量日

Ⅲ. 電力給付金の交付要件

1. 平成25年度下期申請における企業立地日

(1)新規申請の場合

企業立地日が平成24年10月1日～平成25年8月31日であること(Q&A1参照)。

但し、企業立地日が平成24年度下期であり平成25年度上期に新規申請を行った場合は、継続申請。

(2)継続申請の場合

企業立地日が平成17年10月1日以降であること。

2. 対象事業

事業の種類は製造業・非製造業を問いません。ただし、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に

規定する指定管理者をいう。)として公の施設の管理を行う事業および一定の風俗営業に該当する事業は対象外です。(Q&A3およびQ&A4参照)

3. 電力関係

- (1) 給付金の申請者が直接電気の需給契約を締結したものであること。
- (2) 電気の需給契約の需要区分が「電力」需要であること。
 需要区分が「電灯」需要である場合は、対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定のあるものも対象外となります。その他、電力需要の形態や需給契約によって異なる取り扱いをする場合があります。(Q&A5参照)
- (3) 電気の需給契約の相手方は、電気事業法に定める一般電気事業者又は特定規模電気事業者であること。
 一般電気事業者とは、北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州の各電力会社をいいます。
 特定規模電気事業者(いわゆる新電力)とは、原則 50kW 以上の高圧および特別高圧需要家を対象に一般電気事業者が運用・維持する送電網ネットワークを経由して電力の小売供給を行う事業者をいいます。
- (4) 増設の場合は、契約電力と電気料金が増加していること。
 当初交付期間に係る増加契約電力、増加電気料金(「当初交付期間に係る基礎値」ともいいます。)は、下表のとおり算定します。(別紙D参照)。

	新 設	増 設
基礎契約電力	ゼ ロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の契約電力の月平均値
今期契約電力	H25.4.1～H25.9.30 の 実契約電力÷支払月数	同 左
増加契約電力	同 上	今期契約電力－基礎契約電力

	新 設	増 設
基礎電気料金	ゼ ロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の電気料金の月平均値
今期電気料金	H25.4.1～H25.9.30 の 実支払電気料金	同 左
増加電気料金	同 上	今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

4. 雇用関係

- (1) 雇用者は、給付金の申請者が直接雇用した対象事業所で就労している常用雇用者であること。
- (2) 雇用者は、雇用保険の一般被保険者の加入者であること。(Q&A8参照)
- (3) 対象事業所の平成25年9月30日における雇用創出効果が3人以上であること。

当初交付期間に係る雇用創出効果の算定の考え方は、下表のとおりです。

	新 設	増 設
基礎雇用者数(Q&A6参照) (初回申請時に確定)	ゼ ロ	企業立地日の1年前の属する 半期末日の雇用者数
控除雇用者数 (申請期ごとに変動)	同一市町村等からの転入者等 (Q&A7参照)	
増加雇用者数 (=雇用創出効果)	H25.9.30 の雇用者数 －控除雇用者数	H25.9.30 の雇用者数 －基礎雇用者数 －控除雇用者数

IV. 特例給付金の交付要件

平成20年4月1日以降の企業立地における電力給付金の交付対象であるもののうち、追加で以下の要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。

1. 対象事業

次に掲げるいずれかの業種を主たる事業として営むものであること。

(ア)製造業に属する事業。

(イ)道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業。

(ウ)道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的として条例又は規則等により、当該道府県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの。

詳しくは、道府県もしくは市町村の担当部署にお問い合わせください。

2. 投資関係

(1) 給付金の申請者が直接、地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得したものであること。

(2) 原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に事業所の新増設に伴う投資を行い、その投資額が下表に掲げる金額以上であること。

	新設	増設
所在市町村	500万円	250万円
隣接市町村	1,000万円	500万円

V. 特例増設の要件

特例増設を行った場合、特例増設日の翌半期から概ね8年間、交付期間が延長されます(Q&A15参照)。特例増設の申請は2度に限り可能なので、当初の8年間の交付期間(以下、「当初交付期間」という。)に加え、1度目の延長交付期間の8年間(以下、「延長交付期間1」という。)および2度目の延長交付期間の8年間(以下、「延長交付期間2」という。)により、最大で交付期間が概ね24年間となる場合があります(別紙F-1、F-2参照)。

1. 平成25年度下期に特例増設(1度目または2度目)の初回申請をする場合の特例増設日
特例増設日が平成24年10月1日～平成25年8月31日であること(Q&A1参照)。

2. 電力関係

契約電力と電気料金が増加していること。

交付期間の延長に係る、増加契約電力、増加電気料金は、下表のとおり算定します。

基礎契約電力	※下表 交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)を参照
今期契約電力	特例増設日の翌月以降の月～H25.9.30の 実契約電力÷支払月数
増加契約電力	今期契約電力－基礎契約電力

基礎電気料金	※下表 交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)を参照
今期電気料金	特例増設日の翌月以降の月～H25.9.30の実支払電気料金
増加電気料金	今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

※交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)

	特例増設1度目 (延長交付期間1の基礎値)	特例増設2度目 (延長交付期間2の基礎値)
当初の企業立地日がH20.3.31以前(特例増設前は旧制度を適用していたもの)	特例増設日(1度目)の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値	(A)特例増設日(2度目)の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B)特例増設日(1度目)の属する半期の翌期から特例増設日(2度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A)と(B)の大きいほうの値
当初の企業立地日がH20.4.1以降(特例増設前は新制度を適用していたもの)	(A)特例増設日(1度目)の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B)企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日(1度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A)と(B)の大きいほうの値	(A)特例増設日(2度目)の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B)特例増設日(1度目)の属する半期の翌期から特例増設日(2度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A)と(B)の大きいほうの値

3. 雇用関係

対象事業所の平成25年9月30日における雇用創出効果が3人以上あること。

平成25年9月30日における雇用者数から、以下の表により求めた基礎雇用者数および控除雇用者数を差引き、交付期間延長に係る雇用創出効果を算定します。

交付期間延長に係る基礎値(基礎雇用者数)

	特例増設1度目 (延長交付期間1の基礎値)	特例増設2度目 (延長交付期間2の基礎値)
当初の企業立地日がH20.3.31以前(特例増設前は旧制度を適用していたもの)	特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期末日の雇用者数	(A)特例増設日(2度目)の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B)特例増設日(1度目)の属する半期の翌期から特例増設日(2度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A)と(B)の大きいほうの雇用者数
当初の企業立地日がH20.4.1以降(特例増設前は新制度を適用していたもの)	(A)特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B)企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日(1度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A)と(B)の大きいほうの雇用者数	(A)特例増設日(2度目)の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B)特例増設日(1度目)の属する半期の翌期から特例増設日(2度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A)と(B)の大きいほうの雇用者数

4. 投資関係

- (1) 給付金の申請者が直接、地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得したものであること。
- (2) 原則として特例増設日の属する半期に事業所の特例増設に伴う投資を行い、その投資額が次に掲げる金額以上であること。
- ・所在市町村において行われる場合は、 250万円
 - ・隣接市町村において行われる場合は、 500万円

VI. 交付額の算定

電力給付金と特例給付金の合計を算定交付額とします。また、交付限度額を別途算定します。算定交付額と交付限度額を比較し、最も少ない額が交付額となります。なお、F補助金は道府県の予算の範囲内で執行されるため、交付額が圧縮される場合があります。

1. 電力給付金の算定方法

(1) 1kW当たりの月額電気料金の算定

$$\frac{\text{実支払電気料金}(\text{※1}) - \text{基礎電気料金}(\text{※4})}{(\text{実契約電力}(\text{※2}) - \text{基礎契約電力}(\text{※5})) \times \text{支払月数}(\text{※3})}$$
$$\begin{aligned} \text{増加電気料金} &= \text{実支払電気料金} - \text{基礎電気料金} \\ \text{増加契約電力} &= \text{実契約電力} - \text{基礎契約電力} \end{aligned}$$

- ※1 平成25年4月1日から平成25年9月30日の支払電気料金から、消費税等相当額、遅収料金、契約超過金、申請者以外の電気料金負担分等を除いたものとなります。詳細はQ&A5参照。
- ※2 ※1の支払月における契約電力の平均となります。申請者以外の電気料金負担分は、合理的方法により控除します。
- ※3 ※1の電気料金の支払月数となります。
- ※4 増設前1年間の支払電気料金を、支払月数に換算した値となります。(別紙G-2参照)
- ※5 ※4の支払月における契約電力の平均となります。
- ※4、※5
新設の場合はゼロとなります。

特例増設を行った以降、上記算定に用いる基礎電気料金、基礎契約電力は、Q&A10を参照。

(2) 算定単価の決定

前項で得られた1kW当たりの月額電気料金を下表の区分に当てはめ、算定単価①又は算定単価②を求めます。

所在市町村および隣接市町村(旧隣接)は算定単価①、隣接市町村(旧外部)は算定単価②が適用されます。(別紙A参照)

1kW当たりの月額電気料金	算定単価①	算定単価②
1,500円未満	750円	375円
1,500円以上 2,500円未満	1,000円	500円
2,500円以上 3,500円未満	1,500円	750円
3,500円以上 4,500円未満	2,000円	1,000円

4,500円以上 5,500円未満	2,500円	1,250円
5,500円以上 6,500円未満	3,000円	1,500円
6,500円以上 7,500円未満	3,500円	1,750円
7,500円以上 8,500円未満	4,000円	2,000円
8,500円以上 9,500円未満	4,500円	2,250円
以後、1,000円ごとに区分	以後、500円ずつ加算	以後、250円ずつ加算

(3) 電力給付金の算定

$$\text{増加契約電力} \times (\text{算定単価} - \text{交付金単価}) \times \text{支払月数}$$

増加契約電力は、雇用創出効果に応じて次のように上限が設定されていますので、上限値を超える場合は、上限値に置き換えられます。

雇用創出効果	増加契約電力の上限
3人以上20人未満	1,500kW
20人以上	2,500kW

交付金単価は、別紙AおよびQ&A13参照。

2. 特例給付金の算定

- 所在市町村の場合 30万円×雇用創出効果(人数)
- 隣接市町村の場合 15万円×雇用創出効果(人数)

特例増設を行った以降、上記算定に用いる雇用創出効果は、Q&A10参照。

3. 交付限度額の算定

(1) 算定電気料金による限度額の算定

$$\text{増加契約電力} \times (\text{算定単価} \times \text{係数A} - \text{交付金単価}) \times \text{支払月数}$$

ここで、増加契約電力はVI. 1. (3)の雇用創出効果に対応する契約電力の上限への置き換えをしたものをいいます。

係数Aは、市町村ごとに設定されています。

所在市町村	2.0
隣接市町村(旧隣接)	1.5
隣接市町村(旧外部)	2.0

(2) 支払電気料金による限度額の算定

$$\text{増加電気料金} \times \text{係数B} - (\text{増加契約電力} \times \text{交付金単価} \times \text{支払月数})$$

係数Bは、市町村ごとに設定されています。

所在市町村	1.0
隣接市町村(旧隣接)	0.75
隣接市町村(旧外部)	0.5

ここで、増加契約電力はVI. 1. (3)の雇用創出効果に対応する契約電力の上限への置き換えをしないものをいいます。

支払電気料金による限度額の算定において、交付金単価について特別単価が適用される区域に立地し、実契約電力(増加契約電力+基礎契約電力)が5,000kWを超える場合、

- ・実契約電力は5,000kW 頭打ちあり、交付金単価は「別紙A:通常の場合」を適用
- ・実契約電力は5,000kW 頭打ちなし、交付金単価は「別紙A:特別単価適用区域で特別単価非適用の場合」を適用のいずれかとなります。

4. 交付額の算定

- (1) 算定交付額(電力給付金+特例給付金)
- (2) 算定電気料金による限度額
- (3) 支払電気料金による限度額

上記(1)～(3)のうち、最も小さい値が交付額となります。

5. 旧制度適用案件における交付額の算定

- (1) 電力給付金
- (2) 増加電気料金

(1)～(2)のうち、小さい値が交付額となります。

なお特例増設の場合、特例増設の申請期以降は新制度適用となります。

6. 算定のモデル例

別紙G-1～G-3を参照

VII. 交付の特例

1. 共同申請

複数の中小企業者が同一市町村内において、共同して行う企業立地であって、それぞれの中小企業者の雇用創出効果が1人あるいは2人である場合で、雇用創出効果の合計が3人以上20人未満であるときは、共同申請を行うことができます。

この場合、算定に用いる増加契約電力は、1, 500kWをもって限度とします。

共同申請により給付金を受給後、継続申請においてそれぞれの中小企業者の雇用創出効果が3人以上となった場合も、引続き共同申請を行ってください。(要件はQ&A11参照)

2. 共同受電

複数の事業者が同一の工業団地内、敷地内又はビル等内において同一時期に行う企業立地(雇用創出効果の合計が3人以上である場合に限る。)の場合であって、当該事業者が共同して電気の供給を受けるため電気事業者との電気の需給契約を締結する場合にあつては、当該電気の需給契約を締結する者に対して、給付金を交付することができます。

この場合の契約電力は、共同して電気の供給を受けた契約電力とします。

共同受電においては、共同受電の構成員である企業のうち給付金申請の対象になるのは、最低1人以上の雇用創出効果がある場合であり、増加雇用者のない場合は対象になりません。(要件はQ&A12参照)

VIII. 申込み手続きとスケジュール

1. 申込み手続きから給付金の支払に至るスケジュール

- 新規及び特例増設(1回目または2回目)の初回申請の場合

① H25.10.28(月)まで 市町村の窓口申請の推薦を依頼します。

新規申請と特例増設(初回)の場合にのみ、必要なものです。

※市町村は別途推薦書を道府県経由で一般財団法人電源地域振興センター(以下、「センター」という。)に提出しますので、事業者は以後の推薦に係る手続きは不要です。

- ② H25.11. 5(火)まで 県に審査依頼書と必要な添付書類を提出します。
書類の到着をもって申込みとします。期限後の申込みは受付できません。
審査依頼書等の用紙は、市町村で入手できます。
※県ホームページよりダウンロードすることもできます。
- ③ その 後 県・センターにて審査を行います。必要に応じ、ヒヤリング等を行います。
書類に不足・不備があれば修正等をお願いします。審査の結果を県から通知します。
- ④ H26/2 中旬 交付申請書を県に提出します。
商業登記簿謄本及び印鑑証明書の原本(申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたもの)を添付してください。
必要に応じ現地調査(状況、原本の確認等)を実施します。
- ⑤ H26/3 月上旬 県から交付決定通知書兼額の確定通知書を送付します。
- ⑥ H26/4 中旬 給付金に係る支払請求書を県に提出します。
- ⑦ H26/5 下旬 県から給付金を指定口座に振り込みます。

● 継続申請の場合

- ① H25.10.29(火)まで センターに審査依頼書と必要な添付書類を提出します。
書類の到着をもって申込みとします。期限後の申込みは受付できません。
審査依頼書等の用紙はセンターから事前に送付します。
※県ホームページよりダウンロードすることもできます。
- ② 以降は、上記「新規及び特例増設(1回目または2回目)の初回申請の場合」の③～⑦と同様。
※スケジュールについては、目安であり、前後することがあります。

2. 審査依頼書と添付書類

審査依頼書の記入にあたっては、この応募要領および審査依頼書記入要領を熟読してください。
添付書類は次のとおりです。

★を付したものは新規・継続いずれの場合も必要です。

☆を付したものは新規及び特例増設(1回目または2回目)の初回のみ必要です。

【電力関係書類】(②～⑤は写し)

- ★ ①電力帳票まとめ表【様式1】
- ☆ ②電力の供給に関する契約書あるいは電力使用開始申込書又は増設申込書等
(企業立地日等を確認できるもの)
- ★ ③電力の検針票又は使用量のお知らせ等(使用期間が確認できるもの)
- ★ ④電気料金請求書、電気料金内訳明細書等(電気料金算定方法が確認できるもの)
- ★ ⑤電気料金の領収書又は口座振替のお知らせ等(料金支払が確認できるもの)

【雇用関係書類】(⑩～⑬は写し)

- ★ ⑥雇用保険被保険者一覧表【様式2-1～2-2】
- ★ ⑦事業所台帳異動状況(旧ヘッダー2)照会(ハローワークより入手してください)
- ★ ⑧事業所別雇用内訳表【様式3】
- ★ ⑨誓約書【様式4】
- ★ ⑩雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ★ ⑪出勤簿(タイムカード等)(平成25年9月30日を含むもの)

(特例給付金加算対象先で、今期の雇用創出効果対象者全員分)

- ★ ⑫労働者名簿(労働基準法第107条第1項に基づき作成されたもの)
- ★ ⑬賃金台帳

【特例給付金に係る投資書類】(⑮は写し)

- ☆ ⑭特例給付金に係る付属書類【様式5-1,5-2、様式5-2の別紙1、別紙2】
- ☆ ⑮固定資産台帳等

【その他書類】(写し)

- ★ ⑯会社案内、会社概要等
- ★ ⑰会社組織図、体制表等
- ★ ⑱決算書(貸借対照表・損益計算書)過去2年分
- ☆ ⑲【共同申請・共同受電の場合】給付金の配分等にかかる協定書

詳しくは、審査依頼書記入要領に説明がありますので、ご参照ください。

また、個々の事例に即して、これ以外の書類の提出をお願いすることがあります。

IX. F補助金制度に関するQ&A

Q1 新規申請の場合、企業立地日から期間が経過しても申請できますか。

A1 企業立地日の属する半期の翌半期あるいは翌々半期に申請することができます。

特例増設の初回申請についても、特例増設日の属する半期の翌半期あるいは翌々半期に申請することができます。

今回(平成25年度下期)新規申請ができる事業所は、企業立地の属する月の翌月以降の電気料金支払分が対象となることから、平成24年10月1日から平成25年8月31日の間に企業立地を行ったものとなります。(別紙C参照)

なお、特例増設は、従前の交付期間が満了または途中まで経過した場合でも、要件を満たせば、2度に限り申請することが出来ます。

Q2 試運転期間とはどのようなことをいうのですか。

A2 設備の据付が完了し電気の供給を受けた後、操業(営業運転)を開始する前に設備の試運転を行う場合は、電気の供給を受けてから操業(営業運転)を開始するまでの期間を、試運転期間と扱います。

また、電気の供給を受けてから、建物竣工や設備の据付完了により引渡しを受けること等の後に事業を開始する場合は、電気の供給を受けてから事業を開始するまでの期間を、試運転期間と扱います。

この場合、操業(事業)開始届等を提出していただきます。

Q3 対象企業や対象事業とは具体的にはどのようなものをいうのですか。(電力給付金の場合)

A3 事業を営む株式会社その他法人格を有する団体をいい、法人格を有しない任意団体は対象となりません。また、個人も申込対象となりますが、その場合には帳簿書類が法人と同様に整備されている必要があります。事業の種類は製造業・非製造業を問いません。ただし、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)として、公の施設の管理を行う事業および一定の風俗営業に該当する事業は、対象となりません。風俗営業に該当する範囲については、Q&A4を参照してください。

Q4 対象とならない風俗営業とは、どのようなものですか。

A4 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する次のものを指します。

① 接待飲食等営業

キャバレー、待合、料理店、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、喫茶店、バー等が該当する場合があります。

② マージャン屋、パチンコ店、ゲームセンター、など

③ 性風俗関連特殊営業

④ 接客業務受託営業

詳細については市町村等にお問い合わせください。

Q5 対象となる・ならない電力契約や電気料金にはどのようなものがありますか。

A5 新規申請の場合、企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成25年4月1日～平成25年9月30日までの支払電気料金が対象です。

継続申請の場合、平成25年4月1日～平成25年9月30日までの支払電気料金が対象です。

特例増設の初回申請の場合(継続申請との重複期間を除く)、特例増設日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成25年4月1日～平成25年9月30日までの支払電気料金が対象です。

電灯契約、臨時契約等は対象外です。わかりにくい契約形態につきましては、センターまでお問い合わせください。

消費税等相当額、遅取料金、契約超過金等は対象外です。早取期限後の支払で、翌半期に支払された電気料金は対象外です。

Q6 基礎雇用者とはどのようなものをいうのですか。(特例増設の場合を除く)

A6 増設の場合、企業立地日の属する1年前の半期末日の雇用者をいいます。

旧制度の場合、他の事業所からの転入者も含まれます。

基礎雇用者数は、初回申請時の審査にて確定し、以降の継続申請時は、対象者の離職・転出等に関わらず同一の数となります。特例増設の場合は、V. 3を参照。

Q7 控除雇用者とはどのようなものをいうのですか。雇用創出効果となるのはどのような場合ですか。

A7 以下のとおり用語を定義します。(別紙B参照)

①新規雇用者

対象の企業・事業所へ、新卒・中途採用等により新たに採用され従事している者。

②他の地域からの転入者

既存事業所から対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者で、「同一市町村等からの転入者」以外の者。

③同一市町村等からの転入者

- a.同一市町村間において、既存事業所から対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者。
- b.同一道府県内において、所在市町村にある既存事業所から隣接市町村にある対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者。
- c.同一道府県内において、隣接市町村にある既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者。

※平成25年4月1日以降に対象地域で企業立地した事業者については、隣接市町村であっても旧外部からの既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所への転入者は雇用創出となります。

d.新設の場合、企業立地日の2ヶ月前の日より前の「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」。

①新規雇用者および②他の地域からの転入者は、雇用保険の一般被保険者に加入等の要件を満たせば、雇用創出効果となります。③同一市町村からの転入者は、控除雇用者として扱うため雇用創出効果となりません。よって控除雇用者数は、継続申請の都度、対象者の離職・転出により変動があります。

Q8 雇用者とは、いわゆる正社員以外の者も含むのですか。派遣社員や関係会社の者は含まれないのですか。

A8 対象となる雇用者とは、申請企業が直接雇用した交付対象事業所で就労している常用雇用者のことをいい、雇用保険の「一般被保険者」が対象となります。他の企業への出向等により、当該事業所に勤務実態のない雇用者は対象となりません。

正社員以外(パート等)であっても、雇用保険の「一般被保険者」は、対象となります。

派遣社員や関係会社の者は、申請企業が直接雇用した者ではないので、対象となりません。

★参考「一般被保険者」

雇用保険法に規定されている雇用保険の対象となる被保険者のうち、次の者を除いた者。

- ・高年齢継続被保険者(65歳前から雇用されている者で65歳以降も雇用されている者)

※今回の場合は昭和23年10月1日以前に生まれた方が該当します。

- ・短期雇用特例被保険者
- ・日雇労働被保険者

65歳に達する日以後に新規に雇用された者は、雇用保険の一般被保険者になれません。

Q9 事業所の新設の場合で、企業立地日より前に配置した雇用者があるが、どうなりますか。

A9 新設の場合、電気の需給契約に先行して、その事業所での雇用が発生する場合があります。企業立地日の2ヶ月前の日より前の「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」は、控除雇用者となります。企業立地日の2ヶ月前の日より前から勤務している雇用保険未加入者が新たに雇用保険に加入した場合も、控除雇用者となります。

企業立地日の2ヶ月前以降の雇用者は、雇用創出効果とすることができます。

Q10 特例増設を行った以降、電力給付金および特例給付金の算定はどのようになりますか。

A10 別紙F-1、F-2、別紙G-3を参照ください。

(1) 今回の申請で、交付期間が重複する期の場合

(当初交付期間と延長交付期間1の重複、延長交付期間1と延長交付期間2の重複、当初交付期間と延長交付期間1ならびに延長交付期間2の重複)

最も前の「交付期間に係る基礎値」により算定を行います。例えば、当初交付期間と延長交付期間1が重複する期の場合、当初交付期間に係る基礎値により算定します。(雇用創出効果は基礎雇用者数および控除雇用者数を控除します(以下も同様)。)

但し、当初の企業立地日が平成20年3月31日以前(特例増設前は旧制度を適用していたもの)で特例増設1度目における当初交付期間と延長交付期間1が重複する期の場合、電力給付金は当初交付期間に係る基礎値、特例給付金は延長交付期間1に係る基礎値により算定します。

- (2) 今回の申請で、交付期間が重複しない期の場合
該当する「交付期間に係る基礎値」により算定を行います。

Q11 共同申請の特例が適用されるための要件はどのようなものですか。

A11 代表して給付金の交付を受ける者(以下「代表申請者」という)以外に、共同申請の特例を適用して給付金の交付を受ける者を、以下「他申請者」といいます。

①給付金の代表申請者および他申請者は、中小企業基本法第2条に規定された次の要件を満たす企業又は個人をいいます。

主たる業種	資本額(又は出資の総額)	常勤従業員数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下

②給付金の代表申請者および他申請者の雇用創出効果の合計が3人以上であること。

③給付金の代表申請者および他申請者は、給付金の申請方法等について、協定書を締結していること。

Q12 共同受電の特例が適用されるための要件はどのようなものですか。

A12 給付金の申請者以外に、共同受電の特例を適用して給付金の交付を受ける者を、以下「他事業者」といいます。

①給付金の申請者は、電気事業者と電気の需給契約を締結した者であること。

②給付金の申請者は、給付金の配分方法等について、他事業者と協定書を締結していること。

③給付金の申請者および他事業者の雇用創出効果の合計が3人以上であること。

④給付金の申請者および他事業者は、電気料金の実質的負担者であり、自ら直接雇用した者の雇用創出効果が1人以上であること。一時的な使用を行う事業者(展示場等)は対象外です。

⑤給付金の申請者および他事業者の契約電力・電気料金は、子メーターを設置したうえで、その電力使用量等に基づき適正に算出されていること。

交付対象となる契約電力・電気料金は、交付要件を満たしている申請者および他事業者の契約電力・電気料金の合計です。

Q13 交付金(電源立地地域対策交付金)とは何ですか。

A13 電源立地地域対策交付金の一部である原子力発電施設等周辺地域交付金相当分及び給付金加算等措置による交付金のことです。

原子力発電施設等の周辺地域を対象とし、一般電気事業者及び特定規模電気事業者から電気の供給を受けている一般家庭・工場等に対して算定されています。

この交付金と給付金(F補助金)の重複を防止するため、給付金の算定に際して、差し引く単価として用います。(別紙A参照)

Q14 交付期間中、注意することはありますか。

A14 交付要件を満たさなかった場合、その半期について給付金は交付されません。その後、交付要件を再び満たした場合、その半期について給付金が交付されます。

Q15 いつまで申請することができますか。

A15 企業立地日の属する半期の翌半期から起算し概ね8年間(最大16期)申請することが可能です。特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から起算し概ね8年間(最大16期)申請することが可能です。

Q16 給付金の交付を受けた場合、何か制限がありますか。

A16 電力、雇用等の書類について、交付期間の終了後5年間、保存してください。必要に応じ調査を実施する場合があります。

Q17 給付金と他の補助金を重複して受けられますか。

A17 過去に電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金(B補助金)の交付を受けている場合であっても、給付金を受給することはできます。

この他の補助金を受ける際は、その補助金の関係書類をご提出いただく場合があります。給付金は支払電気料金の実質的割引措置であり、他の補助金が電気料金を補助するものでないかどうかを確認します。

Q18 対象とならない暴力団や暴力団員等が行う事業とは、何ですか。

A18 次のいずれかに該当する者が行う事業のことです。なお、受給資格の確認のため、新潟県警察本部に情報提供する場合があります。

- ①暴力団(新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき
- ②その役員等(事業者が個人なる場合にはその者を、法人である場合は役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(新潟県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき
- ③暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるとき
- ④その役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき
- ⑤その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- ⑥その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

F補助金の対象区域、適用単価、交付金単価(差引く単価)の一覧

平成25年度下期への適用(予定)。別紙Aの内容に変更が発生した場合、すみやかにセンターのホームページにて周知いたします。

1. 現市町村名、合併前の市町村区分、所在隣接の別、実施主体、算定区分、交付金単価等は、以下の表のとおりです。
 所在隣接の別は、市町村合併の内容等により、さらに以下のとおり3つに区分され、交付限度額の算定等に適用されます。
 所在 所在市町村であることを示します。設置が予定されている市町村も同様です。
 旧隣接 隣接市町村(旧隣接)であることを示します。
 旧外部 隣接市町村(旧外部)であることを示します。一定期間内に行われた市町村合併の前において、隣接市町村としての取り扱いをしていなかったものをいいます。
2. 審査、振込み等の実施主体は、以下のとおり区分されます。
 ◎ センターが審査から振込み等まで実施
 ○ センターは審査のみ実施、道府県が振込み等を実施
 △ 道府県が審査から振込み等まで実施
 □ 補助金対象区域外
3. 算定区分
 算定単価について、所在および旧隣接は①、旧外部は②が適用されます。
 算定区分の欄に記載のないものは、算定単価①が適用されます。
 ※1 企業立地日が平成20年3月31日以前の案件・・・算定単価②を適用
 企業立地日が平成20年4月1日以降の案件・・・算定単価①を適用
 ※2 浪江町、南相馬市(旧小高町) 企業立地日・特例増設日が平成25年3月31日以前の案件・・・所在
 ※3 南相馬市(旧鹿島町、旧原町市) 企業立地日・特例増設日が平成25年3月31日以前の案件・・・所在
 ※4 旧外部、※3南相馬市(旧鹿島町、旧原町市) 企業立地日・特例増設日が平成25年4月1日以降の案件・・・補助金対象区域外
4. 交付金単価

道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別			実施主体	算定区分	交付金単価		加算給付金単価	参考
			所在	隣接				通常の場合	特別単価適用区域で特別単価非適用の場合		
				旧隣接	旧外部※4						
北海道	共和町			○		◎	228			泊原子力	
	岩内町			○		◎	228				
	泊村		○			◎	457		459		
	神恵内村			○		◎	228				
青森県	大間町		○			◎	450			大間原子力	
	風間浦村			○		◎	225			中間貯蔵施設	
	佐井村			○		◎	225		169		
	むつ市	むつ市	○			◎	862	393			
		大畑町	○			◎	862	393			
		川内町	○			◎	862	393			
		※1脇野沢村	○			◎	②→①	862	393		
	東通村		○			◎	1,500	562		東通原子力	
	横浜町			○		◎	750	281		原子燃料サイクル施設	
	六ヶ所村		○			◎	750	281	375		
	野辺地町			○		◎			206		
	東北町	東北町		○		◎			300		
		上北町		○		◎			300		
	平内町			○		◎			300		
	七戸町	七戸町		○		◎			300		
		天間林村		○		◎			300		
	三沢市			○		◎			187		
	おいらせ町	百石町		○		◎			300		
		下田町		○		◎			300		
	六戸町			○		◎			300		
十和田市	十和田市		○		◎						
	十和田湖町				□						

道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別			実施主体	算定区分	交付金単価		加算給付金単価	参考
			所在	隣接				通常の場合	特別単価適用区域で特別単価非適用の場合		
				旧隣接	旧外部※4						
宮城県	石巻市	石巻市		○		◎		204		女川原子力	
		河北町		○		◎		204			
		雄勝町		○		◎		204			
		北上町			○	◎	②				
		桃生町			○	◎	②				
		河南町			○	◎	②				
		牡鹿町		○		◎		409			
	女川町		○		◎		409				
福島県	双葉町		○		◎		466		福島第一原子力		
			○		◎		466				
	大熊町		○		◎		466				
		田村市	常葉町		○	◎	②				
			大越町		○	◎	②				
			滝根町		○	◎	②				
			船引町		○	◎	②				
			都路村		○		◎			175	
	葛尾村		○		◎		169			福島第二原子力	
		檜葉町		○		◎		466			
				○		◎		466			
		いわき市		○		◎		169			
			広野町		○		◎				175
		川内村		○		◎		262			
浪江町			※2	○		◎		175			
南相馬市		原町市	※3			◎					
	鹿島町	※3			◎						
	小高町	※2	○		◎		169				
茨城県	日立市	十王町		○	◎	②			東海第二原子力		
		日立市		○		◎		182			
			○		◎		364				
	東海村		○		◎		182				
			○		◎	②					
	那珂市	那珂町		○		◎		227			
瓜連町			○		◎	②					
ひたちなか市	那珂湊市		○		◎		227				
	勝田市		○		◎		227				
静岡県	掛川市	掛川市		○	◎	②			浜岡原子力		
		大須賀町		○	◎	②					
		大東町		○		◎		267			
	御前崎市	浜岡町	○		◎		535				
		御前崎町	○		◎		401				
	菊川市	小笠町		○		◎		267			
		菊川町			○	◎	②				
	牧之原市	相良町		○		◎		267			
榛原町				○	◎	②					
新潟県	長岡市	栃尾市		○	○	②			新潟県に立地する事業所に関する申請は、県の指示によってください。なお、その一部についてセンターが審査をいたします。		
		中之島町		○	○	②					
		三島町		○	○	②					
		山古志村		○	○	②					
		与板町		○	○	②					
		和島村		○	○	②					
		寺泊町		○	○	②					
		長岡市		○		○		394			
		越路町		○		○		394			
		小国町		○		○		394			
	川口町				□						
	柏崎市	柏崎市	○		○		788			柏崎刈羽原子力	
		高柳町	○		○		591				
		西山町	○		○		591				
出雲崎町			○		○	394					
	刈羽村		○		○	788					

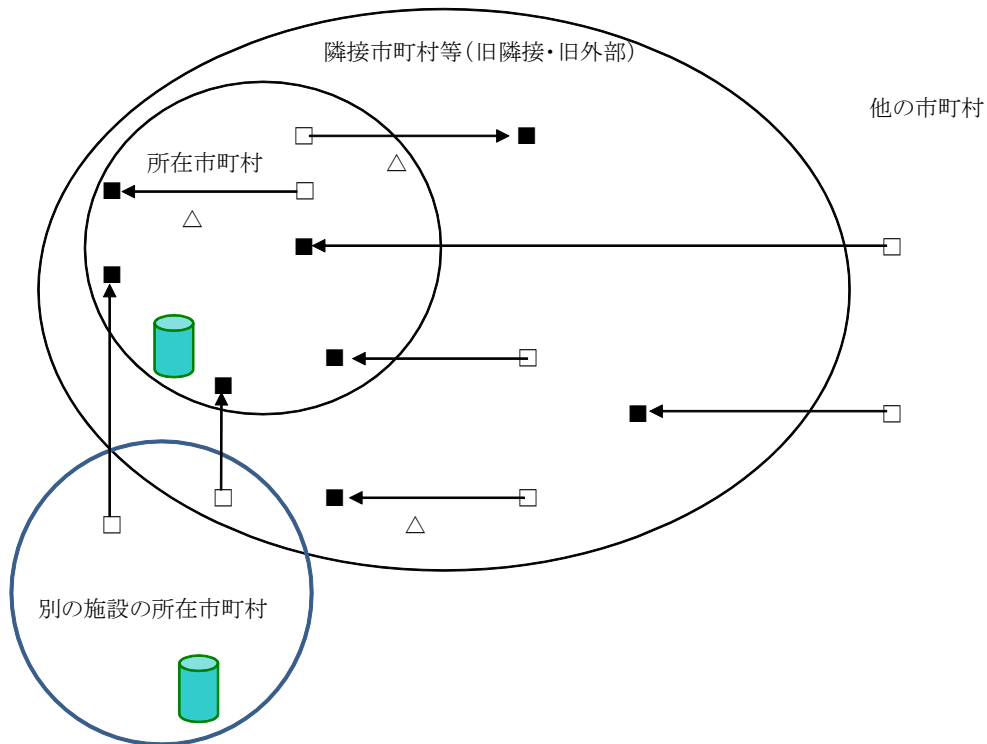
道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別			実施主体	算定区分	交付金単価		加算給付金単価	参考
			所在	隣接				通常の場合	特別単価適用区域で特別単価非適用の場合		
				旧隣接	旧外部※4						
新潟県	上越市	大島村		○		○		394			
		柿崎町		○		○		394			
		吉川町		○		○		394			
		上越市			○	○	②				
		牧村			○	○	②				
		大潟町			○	○	②				
		頸城村			○	○	②				
		板倉町			○	○	②				
		清里村			○	○	②				
		三和村			○	○	②				
		名立町			○	○	②				
		浦川原村			○	○	②				
		安塚町			○	○	②				
		中郷村			○	○	②				
石川県	羽咋市			○		◎		203			
		七尾市	七尾市		○	◎	②				
	中能登町	田鶴浜町		○		◎		203			
		中島町		○		◎		203			
		能登島町			○	◎	②				
	志賀町	鳥屋町		○		◎		203			
		鹿西町		○		◎		203			
		鹿島町			○	◎	②				
	志賀町	○			◎		407			志賀原子力	
	富来町	○			◎		305				
福井県	越前町	池田町		○		◎					
		越前町	越前町		○	◎			203		
		朝日町				□					
		織田町				□					
	越前市	宮崎村				□					
		武生市		○		◎					
	南越前町	今立町				□					
		南条町		○		◎					
		今庄町		○		◎		203			
	敦賀市	河野村		○		◎		203			
			○			◎		474			敦賀原子力
	美浜町		○			◎		335			美浜原子力
		三方町		○		◎		201			
	若狭町	上中町		○		◎		159			
		○			◎		218				
小浜市	おおい町	大飯町	○			◎		537			大飯原子力
		名田庄村	○			◎		378			
		高浜町	○			◎		445			高浜原子力
滋賀県	高島市	マキノ町		○		○		126			美浜原子力
		今津町		○		○		50			
		朽木村			○	○	②				
		高島町			○	○	②				
		安曇川町			○	○	②				
	長浜市	新旭町			○	○	②				
		余呉町		○		○		101			敦賀原子力
		西浅井町		○		○		101			
		虎姫町				□					
		湖北町				□					
	高月町				□						
	木之本町				□						
京都府	舞鶴市		○			◎		75			高浜原子力
	綾部市		○			◎		146			

滋賀県に立地する事業に関する申請は、県の指示によってください。なお、センターが審査をいたします。

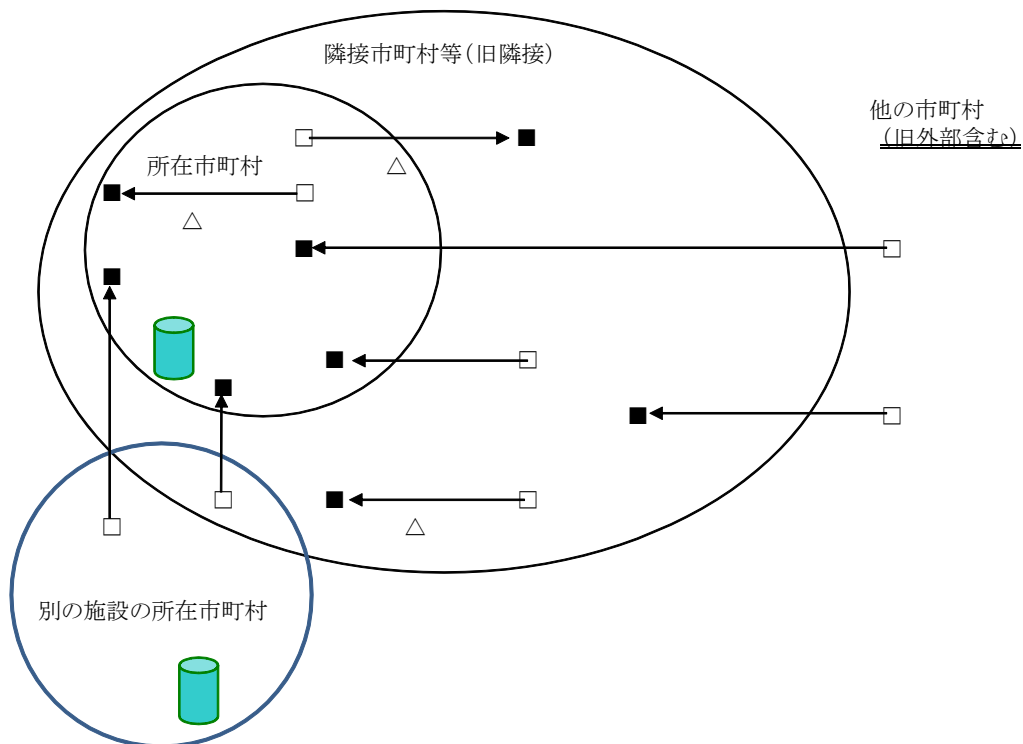
道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別			実施主体	算定区分	交付金単価		加算給付金単価	参考
			所在	隣接				通常の場合	特別単価適用区域で特別単価非適用の場合		
				旧隣接	旧外部※4						
島根県	松江市	松江市	○			◎		333		島根原子力	
		島根町	○			◎		333			
		鹿島町	○			◎		444			
		※1美保関町	○			◎	②→①	222			
		※1八束町	○			◎	②→①	222			
		※1八雲村	○			◎	②→①	222			
		※1玉湯町	○			◎	②→①	222			
		※1宍道町	○			◎	②→①	222			
	東出雲町				□						
山口県	上関町		○			△				上関原子力(未着工)	
愛媛県	伊方町	伊方町	○			◎		305		伊方原子力	
		瀬戸町	○			◎		228			
		三崎町	○			◎		228			
	八幡浜市	保内町		○		◎		152			
		八幡浜市		○		◎					
	西予市	三瓶町		○		◎					
		野村町				□					
		明浜町				□					
宇和町					□						
	城川町				□						
佐賀県	玄海町		○			◎		401		玄海原子力	
	唐津市	唐津市		○		◎		200			
		肥前町		○		◎		200			
		鎮西町		○		◎		200			
		呼子町		○		◎		200			
		浜玉町			○	◎	②				
		北波多村			○	◎	②				
		相知町			○	◎	②				
		厳木町			○	◎	②				
	七山村			○	◎	②					
鹿児島県	阿久根市			○		◎		125		川内原子力	
	薩摩川内市	川内市	○			◎		250			
		樋脇町	○			◎		187			
		東郷町	○			◎		187			
		里村	○			◎		187			
		上甕村	○			◎		187			
		下甕村	○			◎		187			
		鹿島村	○			◎		187			
		※1入来町	○			◎	②→①	125			
	※1祁答院町	○			◎	②→①	125				
	いちき串木野市	串木野市		○		◎		125			※63
		市来町			○	◎	②				

同一道府県内における市町村間の転入者の取扱い

1. 平成25年3月31日以前の企業立地である申請企業について



2. 平成25年4月1日以降の企業立地(新規)である申請企業について



※この図は、企業内での人事異動による既存事業所から対象事業所への転入パターンを示しています。

□は既存(転入元)事業所

■は対象(転入先)事業所

■←□ 既存事業所からの転入者は雇用創出効果となります。

■←□ 既存事業所からの転入者は控除雇用者となり雇用創出効果となりません。

△

平成25年度下期交付申請における申請時期と要件設定日

年 月	半 期	企業立地日の翌々半期で申請する場合				企業立地日の翌半期で申請する場合				備 考
		企業立地の時期	電気料金の発生	申請の期	雇用	企業立地の時期	電気料金の発生	申請の期	雇用	
H24.1										
H24.2										
H24.3										・H24.3.31 基礎雇用者数設定
H24.4	H 2 4 年 度 上 期				★					
H24.5										
H24.6										
H24.7										
H24.8										
H24.9										★ ・H24.9.30 基礎雇用者数設定
H24.10	H 2 4 年 度 下 期	企業立地日がこの期間中にある	補助金の算定対象にはならない							
H24.11										
H24.12										
H25.1										
H25.2										
H25.3										
H25.4	H 2 5 年 度 上 期					企業立地日がこの期間中にある	企業立地日以降が算定対象となる			
H25.5										
H25.6			算定対象となる							
H25.7										
H25.8										
H25.9					★				★	・H25.9.30 期末雇用者数設定
H25.10	H 2 5 年 度 下 期			初回の申請期				初回の申請期		
H25.11										
H25.12			継続申請で算定対象となる				継続申請で算定対象となる			
H26.1										
H26.2										
H26.3										
H26.4	H 2 6 年 度 上 期									
H26.5										
H26.6			継続申請で算定対象となる				継続申請で算定対象となる			
H26.7										
H26.8										
H26.9										

増設の場合、基礎雇用者数を企業立地日の1年前の半期末日にて設定

H26年度上期で申請することも可能

(注)

- ・企業立地日の翌期以降、概ね8年間にわたって給付します。
- ・平成25年7月に企業立地して、平成25年度下期に申請せず、平成26年度上期で申請したとき、7年半の給付となります。

増設の場合の1kW当たりの月額電気料金の算出例

1. 電気料金支払状況

半期の区分	支払月	実支払電気料金 (円)	平均支払電気 料金 (円)	使用月	契約電力 (kW)	平均契約 電力 (kW)	備 考
	H23.11						
	H23.12	149,606		H23.11	25		
	H24.1	151,887		H23.12	25		
	H24.2	149,304		H24.1	25		
	H24.3	134,203		H24.2	25		・H24.3.31基礎雇用者数セット
	H24.4	126,395		H24.3	25		
	H24.5	121,055	「企業立地日の属 する月の前1年間の 平均支払電気料 金を算出するた めの集計」	H24.4	25	「企業立地日の属する月の 前1年間の平均契約電力」 を算出するための集計	
	H24.6	125,904		H24.5	25		
	H24.7	125,347		H24.6	25		
	H24.8	134,000		H24.7	25		
	H24.9	127,961		H24.8	25		
	H24.10	124,498		H24.9	25		
企業立地日 H24.11.15	H24.11	137,647		H24.10	25		
	計	1,607,807	(a)	計	300	(g)	25 (h)
	H24.12	156,443		H24.11	30		
	H25.1	151,987		H24.12	30		「交付の申請が行われた日の属する半 期の前の半期の実支払電気料金を 集計」
	H25.2	172,835		H25.1	30		
	H25.3	149,876		H25.2	30		
	H25.4	172,302		H25.3	30		
今期(H25下期申 請)の補助対象期 間 (支払月数6ヶ月) (d)	H25.5	163,673		H25.4	30		
	H25.6	156,420		H25.5	30		・H25年度上期申請せず
	H25.7	151,953		H25.6	30		
	H25.8	148,220		H25.7	30		
	H25.9	151,626		H25.8	30		・H25.9.30期末雇用者数セット
	計	944,194	(c)	計	180	(i)	30 (j)
	H25.10			H25.9			・H25年度下期申請手続きの開始
							「交付の申請が行われた日の属す る半期の前の半期の契約電力」を 集計

2. 1kW当たりの月額電気料金の算出

(1) 今期(補助対象期間)の実支払電気料金	(c)	944,194 円
(2) 企業立地日前1年間の電気料金	(a)	1,607,807 円
(3) 企業立地日前1年間の電気料金の平均値	(b)	133,983 円
(4) 今期(補助対象期間)の支払月数	(d)	6 ヶ月
(5) 基礎電気料金	(e)=(b)×(d)	803,898 円
(6) 増加電気料金	(f)=(c)-(e)	140,296 円
(7) 今期(補助対象期間)の契約電力の各月計	(i)	180 kW
(8) 企業立地日前1年間の契約電力	(g)	300 kW
(9) 今期(補助対象期間)の支払月数	(d)	6 ヶ月
(10) 基礎契約電力	(h)=(g)÷12ヶ月	25 kW
(11) 実契約電力	(j)=(i)÷(d)	30 kW
(12) 増加契約電力	(k)=(j)-(h)	5 kW
(13) 1kW当たりの月額電気料金	(f)÷(k×d)	4,676 円

雇用創出効果の具体例（新設の場合）

Q&A 7、Q&A 9、別紙Bを参照

	企業立地日の2ヶ月前 の日より前の雇用者 (控除雇用者) ※1	企業立地日の2ヶ月前以 降の雇用者	期末雇用者 H25. 9. 30
新規雇用者 ※2	3人	8人	11人
他の地域からの 転入者	2人	6人	8人
同一市町村等からの 転入者	1人	7人 (控除雇用者)	8人
合 計	6人	21人	27人
うち控除雇用者	6人	7人	13人
雇用創出効果	0人	14人	14人

※1 企業立地日の2ヶ月前の日より前の雇用者は、全員、控除雇用者となります。

※2 企業立地日より前に、同一市町村等の既存事業所に研修・事前準備等のため一時的に配属となり、対象事業所の稼動（企業立地日）後に転入、配属されるケースが想定されます。

この場合、企業立地日の2ヶ月前以降の新規雇用であり、一時的な既存事業所での勤務に合理的理由があれば、形式は「同一市町村等からの転入者」ですが、「新規雇用者」として扱います。

特例増設による継続申請期間の延長と契約電力・電気料金・雇用の増加分の捉え方

○当初の企業立地日が平成20年4月1日以降(特例増設前は新制度を適用していたもの)

半期区分	期日	当初の企業立地日申請	特例増設1度目の申請	特例増設2度目の申請	平均契約電力	基礎契約電力当初	基礎契約電力特増1	基礎契約電力特増2	平均支払電気料金	基礎電気料金当初	基礎電気料金特増1	基礎電気料金特増2	期末雇用者	基礎雇用者当初	基礎雇用者特増1	基礎雇用者特増2	①
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)
H19上													20				
H19下																	
H20上	H20.4.1 企業立地日																
H20下																	
H21上																	
H21下																	
H22上																	
H22下																	
H23上																	
H23下																	
H24上																	
H24下																	
H25上																	
H25下																	
H26上																	
H26下																	
H27上																	
H27下																	
H28上																	
H28下																	
H29上																	
H29下																	
H30上																	
H30下																	
H31上																	
H31下																	
H32上																	
H32下																	
H33上																	
H33下																	
H34上																	
H34下																	
H35上																	

●各申請期の交付額算定における増加分の捉え方

①当初交付期間(H21上～H28上)
増加契約電力(a)－(b)、増加電気料金(e)－(f)、増加雇用者数(i)－(j)

②延長交付期間1と延長交付期間2の重複期(H28下～H30下)
増加契約電力(a)－(c)、増加電気料金(e)－(g)、増加雇用者数(i)－(k)

③延長交付期間2の単独期(H31上～H32上)
増加契約電力(a)－(d)、増加電気料金(e)－(h)、増加雇用者数(i)－(l)

但し、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差引きしたものととなります。

●特例増設の初回申請時において、特例増設(継続申請期間の延長)を認定する要件

・H23上 特例増設1度目
増加契約電力(a)－(c) > 0、増加電気料金(e)－(g) > 0、
増加雇用者数(i)－(k) ≥ 3

・H24下 特例増設2度目
増加契約電力(a)－(d) > 0、増加電気料金(e)－(h) > 0、
増加雇用者数(i)－(l) ≥ 3

但し、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差引きしたものととなります。

■企業立地または特例増設1度目から13年経過後の申請における基礎値の設定方法
(上記例 特例増設1度目がH33下など)

- 基礎契約電力、基礎電気料金
当該特例増設日に属する月に支払した分を含む前12ヶ月の平均値を基礎値とする。
- 基礎雇用者数
当該特例増設日の1年前の属する半期末日の雇用者数を基礎値とする。

■基礎雇用者数の設定方法

(A)当該特例増設日の1年前の属する半期末日の雇用者数
(B)企業立地日(特例増設日1)の属する翌期から、特例増設日1(特例増設日2)の属する前期末までの各期末日の最大の雇用者数(不交付期間を除く)

(A)と(B)の大きいほうを基礎値とする。

■基礎契約電力、基礎電気料金の設定方法

(A)当該特例増設日に属する月に支払した分を含む前12ヶ月の平均値
(B)企業立地日(特例増設日1)の属する翌期から、特例増設日1(特例増設日2)の属する前期末までの最大値(不交付期間を除く)

(A)と(B)の大きいほうを基礎値とする。

特例増設による継続申請期間の延長と契約電力・電気料金・雇用の増加分の捉え方

○当初の企業立地日が平成20年3月31日以前(特例増設前は旧制度を適用していたもの)

半期区分	期日	当初の企業立地の申請	特例増設1度目の申請	特例増設2度目の申請	平均契約電力	基礎契約電力当初	基礎契約電力特増1	基礎契約電力特増2	平均支払電気料金	基礎(月)電気料金当初	基礎(月)電気料金特増1	基礎(月)電気料金特増2	期末雇用者	基礎雇用者当初	基礎雇用者特増1	基礎雇用者特増2
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)
H17上																
H17下																
H18上	H18.4.1 企業立地日															
H18下																
H19上																
H19下																
H20上																
H20下																
H21上																
H21下																
H22上																
H22下																
H23上																
H23下																
H24上																
H24下																
H25上																
H25下																
H26上																
H26下																
H27上																
H27下																
H28上																
H28下																
H29上																
H29下																
H30上																
H30下																
H31上																
H31下																
H32上																
H32下																
H33上																
H33下																
H34上																

●各申請期の交付額算定における増加分の捉え方

①当初交付期間の単独期(H19上～H20下)
増加契約電力(a)－(b)、増加電気料金(e)－(f)、増加雇用者数(i)－(j)

②当初交付期間と延長交付期間1の重複期(H21上～H26上)
・電力給付金
・増加契約電力(a)－(b)、増加電気料金(e)－(f)、増加雇用者数(i)－(j)

③延長交付期間1と延長交付期間2の重複期(H26下～H28下)
増加契約電力(a)－(c)、増加電気料金(e)－(g)、増加雇用者数(i)－(k)

④延長交付期間2の単独期(H29上～H30上)
増加契約電力(a)－(d)、増加電気料金(e)－(h)、増加雇用者数(i)－(l)

但し、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差引きしたものとします。

●特例増設の初回申請時において、特例増設(継続申請期間の延長)を認定する要件

・H21上 特例増設1度目
増加契約電力(a)－(c) > 0、増加電気料金(e)－(g) > 0、増加雇用者数(i)－(k) ≥ 3

・H22下 特例増設2度目
増加契約電力(a)－(d) > 0、増加電気料金(e)－(h) > 0、増加雇用者数(i)－(l) ≥ 3

但し、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差引きしたものとします。

■特例増設1度目から13年経過後の申請における基礎値の設定方法
(上記例 特例増設2度目がH34上など)

- 基礎契約電力、基礎電気料金
- 基礎雇用者数

当該特例増設日に属する月に支払した分を含む前12ヶ月の平均値を基礎値とする。
当該特例増設日の1年前の属する半期末日の雇用者数を基礎値とする。

■基礎雇用者数の設定方法

(A)当該特例増設日の1年前の属する半期末日の雇用者数
(B)特例増設日1の属する翌期から、特例増設日2の属する前期末までの各期末日の最大の雇用者数(不交付期間を除く)

特例増設1度目:(A)を基準値とする。
特例増設2度目:(A)と(B)の大きいほうを基礎値とする。

■基礎契約電力、基礎電気料金の設定方法

(A)当該特例増設日に属する月に支払した分を含む前12ヶ月の平均値
(B)特例増設日1の属する翌期から、特例増設日2の属する前期末までの最大値(不交付期間を除く)

特例増設1度目:(A)を基準値とする。
特例増設2度目:(A)と(B)の大きいほうを基礎値とする。

F補助金の交付額計算例 (新設事業所)

北海道岩内町に食品製造会社が工場を新設、平成24年11月8日に電気の受電を開始し、平成25年3月31日時点の雇用創出効果が5人である場合

隣接		
実支払電気料金と実契約電力		その他の算定数値
支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)
平成24年12月	550,000	250
平成25年1月	553,000	260
平成25年2月	557,000	260
平成25年3月	548,000	280
計	2,208,000 A	1,050 B
月平均＝		262 D
過去1年間 計	0	0
月平均	0	0
基礎値	0 E	0 F
増加契約電力		262 H=D-F
増加電気料金	2,208,000 I	=A-E
1kW当たり月額電気料金	2,106 J	=I÷(H×M)
算定単価	1,000 K	応募要領VI. 1. (2)算定単価 の決定より
算定契約電力	262 S	HとRの 小さい値
雇用創出効果	5 人	L
期末雇用者数	8 人	
基礎雇用者数	0 人	
控除雇用者数	3 人	
支払月数	4 カ月	M
交付金単価	228 円	N
特例加算1人当たり単価	150,000 円	O
算定電気料金の係数	1.5	P
支払電気料金の係数	0.75	Q
契約電力上限(雇用から)	1,500 kW	R
<small>応募要領(別紙A)より 応募要領VI. 2. 特例給付金分の算定より 応募要領VI. 3. (1)算定電気料金による限度額の算定より 応募要領VI. 3. (2)支払電気料金による限度額の算定より</small>		
電力給付金	809,000	= $(K-N) \times S \times M$
特例給付金	750,000	= $O \times L$
給付金合計	1,559,000	①
算定電気料金による限度額	1,333,000	② = $S \times (K \times P - N) \times M$
支払電気料金による限度額	1,417,000	③ = $I \times Q - (H \times N \times M)$

補助金交付額 1,333,000 円・・・①②③のうち、最も低い額(千円未満切捨て)

F補助金の交付額計算例 (増設事業所)

福井県敦賀市に精密機械製造会社が工場を増設、平成24年9月10日に電力契約を増設し、平成25年3月31日時点の雇用創出効果が6人である場合

実支払電気料金と実契約電力			所在		
支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)	その他の算定数値		
平成24年10月	2,983,002	5,000	雇用創出効果	6 人	L
平成24年11月	3,883,927	5,000	期末雇用者数	56 人	
平成24年12月	4,212,300	5,000	基礎雇用者数	50 人	
平成25年1月	4,134,951	5,000	控除雇用者数	0 人	
平成25年2月	4,130,489	5,000	支払月数	6 カ月	M
平成25年3月	4,238,456	5,000	交付金単価	474 円	N
					応募要領(別紙A)より
計	23,583,125	30,000	特例加算1人当たり単価	300,000 円	O
	A	B			応募要領VI. 2. 特例給付金分の算定より
月平均＝		5,000	算定電気料金の係数	2.0	P
		D			応募要領VI. 3. (1)算定電気料金による限度額の算定より
過去1年間 計	28,554,251	40,000	支払電気料金の係数	1.00	Q
月平均	2,379,520	3,333			応募要領VI. 3. (2)支払電気料金による限度額の算定より
基礎値	14,277,120	3,333	契約電力上限(雇用から)	1,500 kW	R
	E	F			
増加契約電力		1,667			
増加電気料金	9,306,005	=A-E			
	I				
1kW当たり月額電気料金	930	=I÷(H×M)			
	↓ J				
算定単価	750	応募要領VI. 1. (2)算定単価の決定より			
	K				
算定契約電力	1,500	HとRの小さい値			
	S				

電力給付金	2,484,000	=(K-N)×S×M
特例給付金	1,800,000	=O×L
給付金合計	4,284,000	①

算定電気料金による限度額	9,234,000	②	=S×(K×P-N)×M
支払電気料金による限度額	4,565,000	③	=I×Q-(H×N×M)

給付金交付額 4,284,000 円・・・①②③のうち、最も低い額(千円未満切捨て)

F補助金の交付額計算例 (特例増設事業所)

精密機械製造会社が石川県志賀町に、平成21年2月工場を新設し企業立地、平成23年5月に1度目の特例増設、平成24年11月に2度目の特例増設を行った場合

実支払電気料金と実契約電力			所在		
支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)	雇用創出効果	50 人	L
平成24年10月	245,785	83	期末雇用者数	61 人	
平成24年11月	246,185	87	基礎雇用者数	0 人	
平成24年12月	245,985	85	控除雇用者数	11 人	
平成25年1月	245,985	85	支払月数	6 カ月	M
平成25年2月	246,485	89	交付金単価	407 円	N
平成25年3月	245,485	81	特例加算1人当たり単価	300,000 円	O
計	1,475,910 A	510 B	算定電気料金の係数	2.0	P
月平均=		85 D	支払電気料金の係数	1.00	Q
基礎値 過去1年間または 最大値の大きいほう	0 E	0 F	契約電力上限(雇用から)	2,500 kW	R
増加契約電力		85 H=D-F	<ul style="list-style-type: none"> ・当初交付期間(H21上期~H28下期) ・延長交付期間1(H23下期~H31上期) ・延長交付期間2(H25上期~H32下期) H25上期は3つの交付期間が重複		
増加電気料金	1,475,910 I	=A-E			
1kW当たり月額電気料金	2,893 J	=I÷(H×M)			
算定単価	1,500 K	応募要領VI. 1. (2)算定単価の決定より			
算定契約電力	85 S	HとRの小さい値			

電力給付金	557,000	= $(K-N) \times S \times M$
特例給付金	15,000,000	= $O \times L$
給付金合計	15,557,000	①

算定電気料金による限度額	1,322,000	②	= $S \times (K \times P - N) \times M$
支払電気料金による限度額	1,268,000	③	= $I \times Q - (H \times N \times M)$

給付金交付額 1,268,000 円・・・①②③のうち、最も低い額(千円未満切捨て)